

船舶事故調査報告書

平成29年8月3日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成28年8月17日 14時30分ごろ
発生場所	香川県直島町 ^{かずら} 葛島東方沖（直島水道） 葛島灯台から真方位073° 550m付近 （概位 北緯34° 28.2′ 東経133° 57.9′）
事故の概要	プレジャーボートクロダ丸は、北進中、船体が動揺し、同乗者1人が負傷した。
事故調査の経過	平成28年10月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート クロダ丸、5トン未満 271-32567岡山、個人所有 6.17m (Lr) × 1.93m × 0.51m、FRP ディーゼル機関、54.40kW、平成10年11月
乗組員等に関する情報	船長 男性 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年10月20日 免許証交付日 平成27年11月5日 （平成33年10月19日まで有効） 同乗者A 男性 81歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者Aほか1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、直島町直島西方沖での釣りを終えて帰途につき、約20km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で北進していた。 本船は、同乗者Aが‘船首部付近に設けられた高さ約0.2mのベンチ’（以下「船首部ベンチ」という。）に2枚重ねた座布団上で船尾方を向いて腰を掛け、同乗者Bが操舵区画の壁に寄り掛かるように立ち、船長が同乗者Bと会話をしながら見張りをを行い、手動操舵により航行を続けた。

	<p>本船は、船長が、船首方約20mの所に波高約0.5mの波を認め、スロットルレバーを操作して減速したものの、平成28年8月17日14時30分ごろ、ほぼ同じ速力で船首部が波頂を乗り越えた際、上下に動揺した。</p> <p>同乗者Aは、船首部ベンチから前部甲板に転倒し、声を発した。</p> <p>船長は、同乗者Aの声で異変に気づき、機関を中立運転とし、同乗者Bと共に同乗者Aに駆け寄ったところ、同乗者Aから背中に痛みがあることを聞いた。</p> <p>本船は、船長が同乗者Aへの影響を気遣ってゆっくりとした速力で操船し、同乗者Bが同乗者Aの様子を見守りながら、15時00分ごろ岡山県玉野市宇野港の係留地に戻った。</p> <p>同乗者Aは、救急車で病院に搬送され、第12胸椎圧迫骨折と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船、写真2 同乗者Aの着座位置 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、平成22年ごろから本船を操船しており、本事故発生場所付近を航行した経験も豊富であった。</p> <p>同乗者Aは、直島西方沖の釣り場で、船首部ベンチに腰を掛けて釣りを行った。</p> <p>同乗者Aは、直島西方沖の釣り場を出発する前、係留地まで30分程度なので、そのまま船首部ベンチに腰を掛けて戻ろうと思った。</p> <p>同乗者Aは、本事故当時、健康状態が良好であった。</p> <p>船長及び同乗者Bは、船体が上下に動揺した際、身体が浮くような感じはなかった。</p> <p>船長及び同乗者2人は、本事故当時、本事故発生場所付近を航行する船舶を認めなかった。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近の海面にさざ波がある状況だったので、波高約0.5mの波に気付くのが遅れたと本事故後に思った。</p> <p>船長及び同乗者2人は、いずれも救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、直島水道を約20km/hの速力で北進中、船長が、船首方に波高約0.5mの波を認めて減速したものの、同乗者Aが、船首部ベンチに腰を掛けていたことから、同波を受けて船体が上下に動揺した際、前部甲板上に転倒して負傷したものと考えられる。</p> <p>同乗者Aは、釣り場から係留地まで30分程度で戻れると思ったことから、操舵区画や船尾部に比べて船体動揺が大きい船首部ベンチに腰を掛けていたものと考えられる。</p>

<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、直島水道を約20km/hの速力で北進中、同乗者Aが、船首部ベンチに腰を掛けていたため、波高約0.5mの波を受けて船体が上下に動揺した際、前部甲板上に転倒したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、波浪等により船体が上下に動揺するおそれがある場合には、船体動揺が小さい船体中央より後方にあることが望ましい。 ・波浪等により船体が動揺するおそれがある場合には、固定物に掴まるなどすることが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

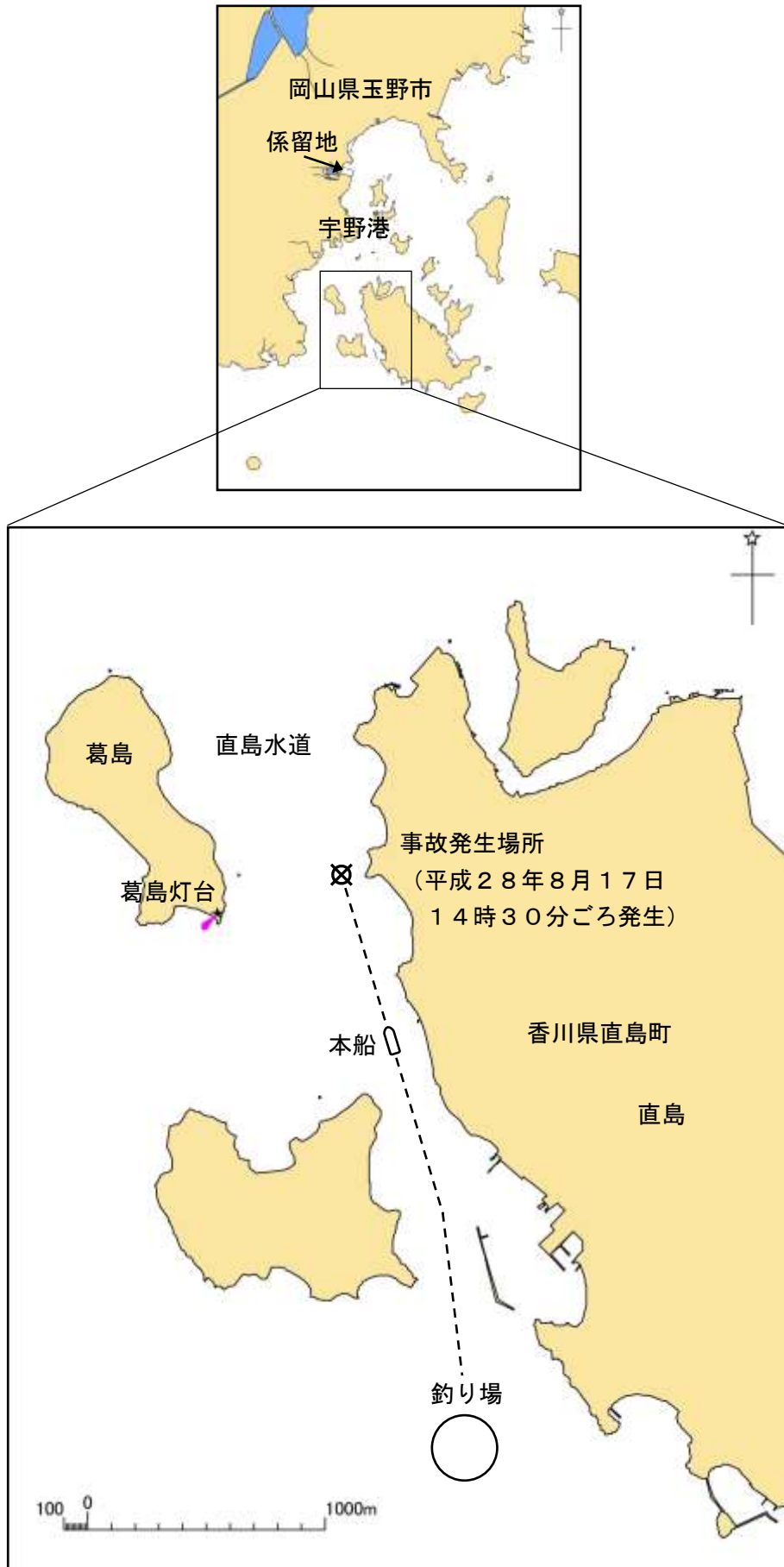


写真1 本船



写真2 同乗者Aの着座位置

